

# 人事委員会年報

平成 22 年度

新潟市人事委員会



# 目 次

## 第1章 組織と運営

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 人事委員会の設置         | 1 |
| 2 | 人事委員会の構成         | 1 |
| 3 | 人事委員会の権限         | 2 |
| 4 | 人事委員会事務局組織及び所掌事務 | 3 |
|   | (1) 組織           |   |
|   | (2) 所掌事務         |   |
| 5 | 予算               | 4 |
| 6 | 人事委員会の開催状況       | 4 |

## 第2章 事業概要

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 1  | 採用                     | 9  |
|    | (1) 採用試験               |    |
|    | (2) 採用選考               |    |
| 2  | 昇任                     | 12 |
|    | (1) 昇任試験               |    |
|    | (2) 昇任選考               |    |
| 3  | 職員の給与等に関する報告及び勧告       | 13 |
| 4  | 条例の制定・改廃に対する意見         | 25 |
| 5  | 任命権者からの申請・協議に基づく承認等    | 27 |
|    | (1) 任用関係               |    |
|    | (2) 給与関係               |    |
| 6  | 勤務条件に関する措置要求           | 28 |
| 7  | 不利益処分に関する不服申立て         | 28 |
| 8  | 苦情相談                   | 29 |
| 9  | 職員団体の登録                | 29 |
| 10 | 管理職員等の範囲               | 29 |
| 11 | 労働基準監督機関としての職権の行使      | 33 |
|    | (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況 |    |
|    | (2) 職権行使の状況            |    |
| 12 | 人事委員会規則等の制定・改廃         | 34 |



## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

平成19年4月1日、新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市となりました。

それに先立ち、新潟市人事委員会は、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、新潟市人事委員会設置条例に基づき、平成19年1月11日に設置されました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

| 職                    | 氏名    | 就任日       | 任期                          | 備考                                  |
|----------------------|-------|-----------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 委員長                  | 丸山 正  | 19. 1. 11 | 23. 1. 11<br>～<br>27. 1. 10 | 弁護士                                 |
| 委員<br>(委員長<br>職務代理者) | 木戸 邦彦 | 19. 1. 11 | 21. 1. 11<br>～<br>25. 1. 10 | 元新潟市総務局総務部長                         |
| 委員                   | 大掛 幸子 | 19. 1. 11 | 22. 1. 11<br>～<br>26. 1. 10 | ホテル朱鷺メッセ(株)<br>ホテル日航新潟<br>シニアマネージャー |

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

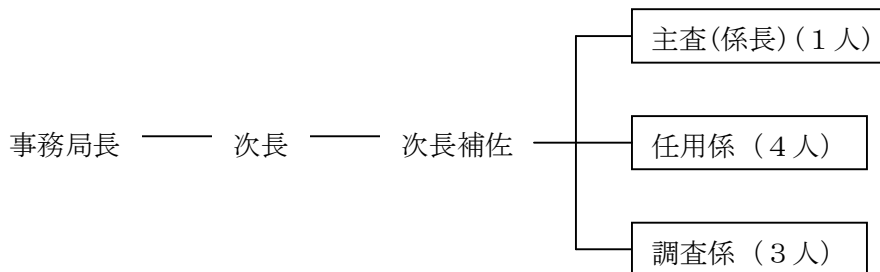
#### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 23 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関する事。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- エ 人事記録の管理に関する事。
- オ 人事に関する統計報告に関する事。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関する事。
- キ 職階制に関する事。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関する事。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- コ 給与の支払いの監理に関する事。
- サ 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関する事。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関する事。
- セ 職員の苦情処理に関する事。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- タ 管理職員等の範囲に関する事。
- チ 職員団体の登録に関する事。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関する事。
- テ 公印の管理に関する事。
- ト 文書の收受，発送及び保存に関する事。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関する事。
- ニ 事務局の予算，決算に関する事。

## 5 予算

平成 22 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

| 科 目         | 予 算 額  |
|-------------|--------|
| 人 事 委 員 会 費 | 99,729 |
| 報酬          | 4,668  |
| 給料          | 45,100 |
| 職員手当等       | 25,489 |
| 共済費         | 14,082 |
| 旅費          | 1,746  |
| 需用費         | 1,236  |
| 役務費         | 224    |
| 委託料         | 4,759  |
| 使用料及び賃借料    | 458    |
| 負担金補助及び交付金  | 1,967  |

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 22 年度における開催状況は次のとおりです。

| 回数           | 開 催<br>年月日                        | 議 案 等   |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 第 1 回<br>定例会 | 22. 4. 7<br>16:00 開会<br>17:07 閉会  | 議案<br>1 平成 22 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について<br>2 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について<br>3 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について<br>報告<br>苦情相談について  |
| 第 2 回<br>定例会 | 22. 4. 28<br>15:00 開会<br>17:04 閉会 | 議案<br>1 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について<br>2 「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の一部改正について<br>3 平成 22 年職種別民間給与実態調査の実施について<br>4 平成 22 年職員給与実態調査の実施について<br>5 事務局職員の人事発令について<br>6 公平審査事案について<br>報告<br>平成 22 年 3 月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について |



|             |                                   |  |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 第3回<br>定例会  | 22. 5. 12<br>15:05 開会<br>17:22 閉会 | 議案<br>1 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について<br>2 「管理職手当規則の運用について」の一部改正について<br>3 公平審査事案について  |
| 第4回<br>定例会  | 22. 5. 26<br>15:00 開会<br>17:49 閉会 | 議案<br>1 条例案に対する意見の申し出について<br>2 公平審査事案について  |
| 第5回<br>定例会  | 22. 6. 16<br>15:05 開会<br>16:59 閉会 | 議案<br>1 公平審査事案について<br>報告<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について<br>2 平成22年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について  |
| 第6回<br>定例会  | 22. 6. 23<br>15:00 開会<br>17:34 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について<br>2 新潟市民病院職員の採用選考に関する事務の委任について<br>3 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について<br>4 公平審査事案について   |
| 第7回<br>定例会  | 22. 7. 2<br>16:05 開会<br>17:30 閉会  | 報告<br>平成22年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度）の受験状況について   |
| 第8回<br>定例会  | 22. 7. 26<br>15:03 開会<br>17:46 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について<br>2 平成22年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>3 職員の昇格級決定のための承認について<br>4 公平審査事案について<br>報告<br>1 職員給与実態調査結果について<br>2 平成22年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について |
| 第9回<br>定例会  | 22. 8. 18<br>14:00 開会<br>16:13 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 平成22年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の実施について<br>3 俸給の訂正の承認について<br>報告<br>1 職種別民間給与実態調査結果について<br>2 人事院勧告の概要について                                |
| 第10回<br>定例会 | 22. 8. 24<br>15:00 開会<br>16:15 閉会 | 議案<br>1 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について<br>2 公平審査事案について   |
| 第11回<br>定例会 | 22. 9. 1<br>13:20 開会<br>17:15 閉会  | 議案<br>公平審査事案について<br>協議<br>平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について<br>報告<br>平成22年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込状況について   |

|             |                                    |   |
|-------------|------------------------------------|---|
| 第12回<br>定例会 | 22. 9. 8<br>14:00 開会<br>17:30 閉会   | 協議<br>平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第13回<br>定例会 | 22. 9. 14<br>13:15 開会<br>17:21 閉会  | 協議<br>平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第1回<br>臨時会  | 22. 9. 24<br>9:30 開会<br>12:05 閉会   | 報告<br>平成22年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者）の申込状況について<br>協議<br>平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第14回<br>定例会 | 22. 9. 29<br>13:45 開会<br>15:15 閉会  | 報告<br>1 平成22年度職員採用試験（高校卒業程度等）受験状況について<br>2 平成22年度身体障がい者を対象とした採用試験の申込状況について<br>協議<br>平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第15回<br>定例会 | 22. 10. 4<br>13:30 開会<br>13:38 閉会  | 議案<br>1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第16回<br>定例会 | 22. 10. 19<br>15:00 開会<br>17:30 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用選考試験（学芸員）の実施について<br>2 公平審査事案について<br>報告<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の受験状況について<br>2 各政令市の勧告内容について<br>3 平成22年7月から9月までの職員の分限及び懲戒処分状況について  |
| 第17回<br>定例会 | 22. 11. 17<br>15:00 開会<br>17:25 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について<br>3 条例案に対する意見の申し出について<br>4 公平審査事案について<br>報告<br>平成22年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の受験状況について  |
| 第18回<br>定例会 | 22. 11. 30<br>15:05 開会<br>17:46 閉会 | 議案<br>1 平成22年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 平成22年度新潟市任期付職員採用試験の実施について<br>3 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正について<br>4 「住居手当の運用について」の一部改正について<br>5 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について<br>6 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について<br>7 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について<br>8 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について<br>9 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例別表第1の備考2 |

|               |                                    |  |
|---------------|------------------------------------|--|
|               |                                    | <p>に関する規則の制定について</p> <p>10 新潟市職員の平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の制定について</p> <p>11 「新潟市職員の平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について」の制定について</p> <p>12 「新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について</p> <p>13 「新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の一部改正について</p> <p>14 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>15 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>16 公平審査事案について</p> <p>報告<br/>平成 22 年 10 月の職員の分限及び懲戒処分状況について</p> |
| 第 19 回<br>定例会 | 22. 12. 15<br>15:00 開会<br>17:25 閉会 | <p>議案</p> <p>1 平成 22 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>2 昇給区分の職員数の割合に関する協議について</p> <p>3 公平審査事案について</p> <p>報告<br/>平成 22 年度新潟市職員採用試験（学芸員）の受験状況について</p>  |
| 第 2 回<br>臨時会  | 22. 12. 16<br>11:05 開会<br>11:20 閉会 | <p>議案</p> <p>口頭審理の準備手続きについて</p>  |
| 第 20 回<br>定例会 | 22. 12. 22<br>15:00 開会<br>17:25 閉会 | <p>議案</p> <p>1 平成 22 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>2 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</p> <p>3 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>4 公平審査事案について</p> <p>報告<br/>平成 22 年 11 月の職員の分限及び懲戒処分状況について</p>  |
| 第 21 回<br>定例会 | 23. 1. 12<br>15:00 開会<br>17:25 閉会  | <p>議案</p> <p>1 新潟市人事委員会委員長の選挙について</p> <p>2 新潟市人事委員会委員長職務代理者の指定について</p> <p>3 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>4 公平審査事案について</p>  |
| 第 22 回<br>定例会 | 23. 1. 26<br>15:02 開会<br>15:50 閉会  | <p>議案</p> <p>平成 22 年度新潟市職員採用試験（学芸員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>1 平成 22 年度任期付職員採用試験の受験状況について</p> <p>2 平成 22 年 12 月の職員の分限及び懲戒処分状況について</p>  |
| 第 23 回<br>定例会 | 23. 2. 2<br>15:03 開会<br>16:20 閉会   | <p>議案</p> <p>公平審査事案について</p>  |
| 第 3 回<br>臨時会  | 23. 2. 15<br>9:58 開会<br>15:00 閉会   | <p>議案</p> <p>平成 22 年（不）第 1 号事案 口頭審理（第 1 回）</p>   |

|             |                                   |  |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 第24回<br>定例会 | 23. 2. 16<br>14:58 開会<br>17:35 閉会 | <p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見の申し出について</li> <li>2 市長からの事務委任協議について</li> <li>3 平成22年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</li> <li>4 平成23年度新潟市職員採用試験・選考実施計画について</li> <li>5 特定任期付職員にかかる任期の更新の承認について</li> <li>6 職員を昇任させるための選考について</li> </ol> <p>報告<br/>新潟市労働組合連合会からの申し入れについて</p>   |
| 第25回<br>定例会 | 23. 3. 2<br>14:57 開会<br>17:20 閉会  | <p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟市民病院職員（事務）の採用選考の委任について</li> <li>2 新潟市民病院職員（看護師）の採用選考の委任について</li> <li>3 平成23年度新潟市職員採用試験（市民病院）実施計画について</li> <li>4 職員を昇任させるための選考について</li> <li>5 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> <li>6 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</li> <li>7 公平審査事案について</li> </ol> <p>報告<br/>平成23年1月の職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>  |
| 第26回<br>定例会 | 23. 3. 23<br>15:00 開会<br>17:05 閉会 | <p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度新潟市任期付職員採用試験の実施について</li> <li>2 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について</li> <li>3 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正について</li> <li>4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則の一部改正について</li> <li>5 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>6 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</li> <li>7 「管理職手当規則の運用について」の一部改正について</li> <li>8 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</li> <li>9 新潟市給与条例第14条の3の3の規定に基づく地域手当の支給にかかる承認について</li> <li>10 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する等の規則について</li> <li>11 職員の昇格級決定のための承認について</li> <li>12 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について</li> <li>13 事務局職員の人事発令について</li> </ol> |

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 採用試験

平成22年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

#### ア 実施日

| 区分             | 職 種       | 第一次試験日 |      |      | 第二次試験日 |       |       |      |       | 第三次試験日 | 最終合格発表日 |          |       |  |  |       |  |       |  |
|----------------|-----------|--------|------|------|--------|-------|-------|------|-------|--------|---------|----------|-------|--|--|-------|--|-------|--|
|                |           | 筆記試験   | 作文試験 | 適性検査 | 作文試験   | 適性検査  | 集団面接  | 個別面接 | その他※1 | 個別面接   |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
| 大学<br>卒業<br>程度 | 一般行政      | 6/27   |      |      | 7/22   |       | 8/3~6 |      |       |        | 8/19    |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 社会福祉      |        |      |      | 7/20   |       | 7/27  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 精神保健福祉相談員 |        |      |      |        |       | 8/2   |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 土木        |        |      |      |        |       | 7/29  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 土木(水道)    |        |      |      |        |       | 8/2   |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 建築        |        |      |      |        |       | 7/28  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 電気        |        |      |      |        |       | 7/28  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 電気(水道)    |        |      |      |        |       | 8/2   |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 機械        |        |      |      |        |       | 7/28  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 化学        |        |      |      |        |       | 8/2   |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 農業        |        |      |      |        |       | 7/27  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 消防士A      |        |      |      |        |       | 6/28  |      |       |        |         | 8/9      |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 消防士B      |        |      |      |        |       |       |      |       |        |         | 7/15・16  |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 学芸員       | 12/13  | 1/17 |      |        |       |       |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
| 免許<br>資格<br>職  | 獣医師 ※2    |        |      |      | 7/21   |       |       |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 保健師       | 6/27   |      |      |        | 7/20  | 7/27  |      |       |        | 8/19    |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 薬剤師(病院)   |        |      |      |        | 7/24  | 7/24  |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 歯科衛生士     |        |      |      |        |       |       |      |       |        |         |          |       |  |  |       |  |       |  |
|                | 助産師       | 10/17  |      |      |        | 11/20 |       |      |       | 11/20  |         |          | 12/1  |  |  |       |  |       |  |
|                | 医療福祉相談員   |        |      |      |        |       |       |      |       | 10/23  |         |          | 11/18 |  |  |       |  |       |  |
|                | 診療放射線技師   | 9/26   |      |      |        |       |       |      |       | 10/23  |         | 11/15~17 |       |  |  | 12/1  |  |       |  |
|                | 臨床検査技師    |        |      |      |        |       |       |      |       |        |         | 11/12    |       |  |  | 12/1  |  |       |  |
|                | 保育士A      |        |      |      |        |       |       |      |       |        |         | 11/13    |       |  |  | 11/14 |  | 12/11 |  |
|                | 栄養士       | 9/26   |      |      |        |       |       |      |       |        |         |          |       |  |  | 12/1  |  |       |  |
| 保育士B           | 10/17     |        |      |      |        |       |       |      |       |        |         | 12/24    |       |  |  |       |  |       |  |

|  |            |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
|--|------------|-------|---|------|-------|-------|-------|-------|------|---|
| 高校<br>卒業<br>程度                             | 一般事務       | 9/26  | / | /    | 10/22 | 11/12 | 11/12 | /     | 12/1 |   |
|  | 土木         |       |   |      | 10/20 | /     | 10/21 |       |      | / |
|  | 学校事務A      |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
|  | 学校事務B      |       |   |      | 11/19 |       |       |       |      |   |
|  | 消防士        |       |   |      | 10/19 | 11/18 |       |       |      |   |
| 民間<br>企業<br>等<br>経験者                       | 一般行政       | 10/17 | / | /    | 11/14 | /     | 11/13 | 12/12 |      |   |
|  | 社会福祉       |       |   |      | /     | 11/14 | 12/18 |       |      |   |
|  | 一般行政（国際）   |       |   |      | 12/5  | 12/11 |       | /     |      |   |
|  | 一般行政（会計監査） |       |   |      | 12/5  |       |       |       |      |   |
|  | 土木         |       |   |      | 12/11 |       |       |       |      |   |
|  | 土木（水道）     |       |   |      | 12/18 |       |       |       |      |   |
|  | 建築         |       |   |      | 12/12 |       |       |       |      |   |
|  | 電気         |       |   |      | 12/18 |       |       |       |      |   |
|  | 電気（水道）     |       |   |      | 12/18 |       |       |       |      |   |
|  | 機械         |       |   |      | 12/12 |       |       |       |      |   |
| 11/13                                      | 12/11      |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
| 12/5                                       | 12/5       |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
| 12/24                                      | 12/24      |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
| 任期<br>付<br>職<br>員                          | 一般事務A      | 1/16  | / | 1/16 | /     | /     | 2/9   | /     | 2/17 |   |
|  | 一般事務B      |       |   |      |       |       |       |       |      |   |
| 任期<br>付<br>短<br>時<br>間<br>勤<br>務<br>職<br>員 | 社会福祉       | 1/16  | / | 1/16 | /     | /     | 2/9   | /     | 2/17 |   |

※1 大学卒業程度（一般行政）及び高校卒業程度（一般事務）は集団討論，民間企業等経験者（一般行政以外。ただし国際・会計監査を除く。）はプレゼンテーションを実施

※2 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

## イ 実施状況

| 区 分            | 職 種       | 応募者数 | 受験者数<br>(A) | 合格者数<br>(B) | 倍 率<br>((A)/(B)) |
|----------------|-----------|------|-------------|-------------|------------------|
| 大学<br>卒業<br>程度 | 一般行政      | 796  | 512         | 30          | 17.1             |
|                | 社会福祉      | 90   | 78          | 5           | 15.6             |
|                | 精神保健福祉相談員 | 16   | 14          | 1           | 14.0             |
|                | 土木        | 63   | 40          | 14          | 2.9              |
|                | 土木（水道）    | 14   | 10          | 4           | 2.5              |
|                | 建築        | 42   | 36          | 7           | 5.1              |
|                | 電気        | 16   | 11          | 0           | —                |

|                      |                      |     |     |    |      |
|----------------------|----------------------|-----|-----|----|------|
|                      | 電気（水道）               | 13  | 9   | 2  | 4.5  |
|                      | 機械                   | 8   | 6   | 0  | —    |
|                      | 化学                   | 40  | 33  | 3  | 11.0 |
|                      | 農業                   | 17  | 14  | 1  | 14.0 |
|                      | 消防士A                 | 71  | 61  | 5  | 12.2 |
|                      | 消防士B                 | 69  | 66  | 21 | 3.1  |
|                      | 学芸員                  | 56  | 43  | 2  | 21.5 |
| 免許<br>資格<br>職        | 保育士A                 | 211 | 199 | 29 | 6.9  |
|                      | 保育士B                 | 139 | 124 | 20 | 6.2  |
|                      | 獣医師                  | 11  | 5   | 1  | 5.0  |
|                      | 栄養士                  | 42  | 33  | 1  | 33.0 |
|                      | 保健師                  | 50  | 38  | 3  | 12.7 |
|                      | 薬剤師                  | 17  | 14  | 3  | 4.7  |
|                      | 歯科衛生士                | 51  | 45  | 1  | 45.0 |
|                      | 診療放射線技師              | 13  | 13  | 1  | 13.0 |
|                      | 臨床検査技師               | 33  | 29  | 3  | 9.7  |
|                      | 助産師                  | 4   | 2   | 1  | 2.0  |
|                      | 医療福祉相談員              | 39  | 33  | 2  | 16.5 |
| 高校<br>卒業<br>程度       | 一般事務                 | 39  | 34  | 3  | 11.3 |
|                      | 学校事務A                | 144 | 121 | 16 | 7.6  |
|                      | 学校事務B                | 209 | 171 | 3  | 57.0 |
|                      | 土木                   | 6   | 4   | 2  | 2.0  |
|                      | 消防士                  | 87  | 82  | 7  | 11.7 |
| 民間<br>企業<br>等経<br>験者 | 一般行政                 | 379 | 327 | 9  | 36.3 |
|                      | 一般行政<br>(国際, 韓国・朝鮮語) | 1   | 1   | 0  | —    |
|                      | 一般行政(国際, 中国語)        | 4   | 4   | 1  | 4.0  |
|                      | 一般行政(国際, 英語)         | 13  | 11  | 1  | 11.0 |
|                      | 一般行政(会計監査)           | 1   | 1   | 0  | —    |
|                      | 社会福祉                 | 21  | 19  | 2  | 9.5  |
|                      | 土木                   | 57  | 48  | 4  | 12.0 |
|                      | 土木（水道）               | 17  | 16  | 4  | 4.0  |
|                      | 建築                   | 44  | 43  | 3  | 14.3 |
|                      | 電気                   | 15  | 14  | 2  | 7.0  |

|            |        |       |       |     |      |
|------------|--------|-------|-------|-----|------|
|            | 電気（水道） | 5     | 4     | 2   | 2.0  |
|            | 機械     | 9     | 8     | 1   | 8.0  |
| 任期付職員      | 一般事務A  | 46    | 35    | 9   | 3.9  |
|            | 一般事務B  | 3     | 3     | 1   | 3.0  |
| 任期付短時間勤務職員 | 社会福祉   | 40    | 36    | 10  | 3.6  |
| 合 計        |        | 3,061 | 2,450 | 240 | 10.2 |

## (2) 採用選考

ア 平成 22 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

### (ア) 実施日

| 区 分    | 職 種  | 第一次試験日 |      | 第二次試験日 |      | 最 終<br>合 格<br>発 表 日 |
|--------|------|--------|------|--------|------|---------------------|
|        |      | 筆記試験   | 適性検査 | 作文     | 個別面接 |                     |
| 身体障がい者 | 一般事務 | 11/7   |      | 12/5   |      | 12/16               |
|        | 学校事務 |        |      |        |      |                     |

### (イ) 実施状況

| 区 分    | 職 種  | 応募者数 | 受験者数<br>(A) | 合格者数<br>(B) | 倍 率<br>((A)/(B)) |
|--------|------|------|-------------|-------------|------------------|
| 身体障がい者 | 一般事務 | 25   | 22          | 1           | 22.0             |
|        | 学校事務 | 7    | 7           | 1           | 7.0              |

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

|         |       |     |
|---------|-------|-----|
| 病院事業管理者 | 医事専門職 | 1人  |
|         | 看護師   | 83人 |

## 2 昇任



### (1) 昇任試験

平成 22 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

### (2) 昇任選考

平成 22 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

| 任命権者<br>役職 | 市長 | 消防長 | 病院<br>事業<br>管理者 | 水道<br>事業<br>管理者 | 合計 |
|------------|----|-----|-----------------|-----------------|----|
| 部長         | 14 | 0   | 0               | 2               | 16 |
| 課長         | 47 | 3   | 4               | 4               | 58 |
| 合計         | 61 | 3   | 4               | 6               | 74 |

## 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成 22 年 10 月 4 日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

### 報告(概要)

#### 第1 職員の給与等

##### 1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するた

め、「平成 22 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の 8 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 5,303 人で、平均年齢は 43.4 歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給 341,007 円、扶養手当 9,512 円、管理職手当 5,546 円、住居手当 3,851 円、その他の手当 1,641 円の合計 361,557 円（昨年 365,851 円、昨年比△4,294 円）である。これは、本委員会発足以後の 3 年で 15,569 円減少したこととなる。

## 2 民間事業所従業員の給与等の調査

### (1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 385 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 95 事業所について、「平成 22 年職種別民間給与実態調査」を実施した。本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 94.7%、調査実人員は 3,102 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

| 項目<br>役職段階 | ベースアップ<br>実施 | ベースアップ<br>中止 | ベースダウン | ベースアップ<br>の慣行なし |
|------------|--------------|--------------|--------|-----------------|
| 係 員        | 32.2         | 17.3         | 3.3    | 47.2            |
| 課長級        | 30.7         | 13.7         | 2.2    | 53.4            |

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

| 項目<br>役職段階 | 定期<br>昇給<br>制度<br>あり | 定期昇給実施 |      |      | 定期<br>昇給<br>停止 | 定期<br>昇給<br>制度<br>なし |      |
|------------|----------------------|--------|------|------|----------------|----------------------|------|
|            |                      | 増額     | 減額   | 変化なし |                |                      |      |
| 係 員        | 76.4                 | 58.0   | 18.9 | 9.7  | 29.4           | 18.4                 | 23.6 |
| 課長級        | 64.7                 | 52.8   | 16.8 | 9.3  | 26.7           | 11.9                 | 35.3 |

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### イ 雇用調整の実施状況

第 3 表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

| 項 目                    | 実施事業所の割合 |
|------------------------|----------|
| 採用の停止・抑制               | 18.8     |
| 部門の整理・部門間の配転           | 5.9      |
| 一時帰休・休業                | 5.2      |
| 残業の規制                  | 4.1      |
| 希望退職者の募集               | 3.2      |
| 業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換 | 3.2      |
| 賃金カット                  | 3.1      |
| 転籍出向                   | 2.3      |
| 正社員の解雇                 | 0        |
| ワークシェアリング              | 0        |
| 雇用調整を実施した事業所           | 25.8     |

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

#### ウ 給与の状況

##### (ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で28.1%（昨年36.0%）、高校卒で5.8%（同8.7%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で192,431円（同191,867円）、高校卒で157,519円（同161,810円）となっている。

##### (イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額12,485円（昨年12,726円）、配偶者と子2人にあつては月額23,850円（同21,760円）となっている。

##### (ウ) 住宅手当

住宅手当の支給状況について、手当を支給している事業所の割合は40.9%（昨年46.1%）となっており、自宅居住者に支給している事業所の割合は26.8%（同31.3%）、借家・借間に支給している事業所の割合は39.9%（同45.2%）となっている。また、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給限度額の中位階層は27,000円以上28,000円未満（同29,000円以上30,000円未満）となっている。

##### (エ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の3.93月分（昨年4.14月分）に相当している。

### 3 職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

#### ア 比較方法

役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

#### イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較 差 (A) - (B) |
|----------|----------|---------------|
| 361,531円 | 362,059円 | △528円         |

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
3 職員給与には、平成18年4月の俸給表の切替えに伴う経過措置による差額を含む。

#### (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)は、民間における特別給の支給割合(3.93月)を0.22月分上回っている。

### 4 諸情勢

#### (1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.7%下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では205,520円、3人世帯では224,930円、4人世帯では244,360円となっている。

#### (2) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成21年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額(基本給)を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、98.2(政令指定都市平均101.4)となっている。

第5表 本市職員のラスパイレス指数の推移

| 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|-------|-------|
| 98.3  | 98.1  | 98.2  |

### 5 本年の給与の改定

#### (1) 改定の基本方針

月例給については、民間給与との較差(△528円)を考慮し、自宅に係る住居手当を廃止するとともに、俸給の引下げを行うこととする。また、特別給については、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を考慮して、0.2月分引き下げることにする。

#### (2) 改定すべき事項

##### ア 自宅に係る住居手当

本委員会独自で調査を行った結果によれば、市内の民間事業所で自宅に係る住宅手

当を支給している事業所は3割に満たず、広く定着した制度とはいえない。また、本市においても、当該手当は、比較的少額かつ支給期間は新築・購入から5年であり、受給者も7%程度と少ないことから、廃止の影響は比較的少ないものと考えられる。

これらのことと本年の較差を総合的に判断し、自宅に係る住居手当の廃止を行うこととする。

#### イ 一般俸給表

改定に当たっては、自宅に係る住居手当の廃止で解消した分を除いた本市職員と民間の較差と同程度の平均0.1%引下げを行うこととし、民間の給与水準を下回っている概ね30歳台までは据え置くこととする。

また、新潟市給与条例の一部を改正する条例附則第7項の規定による俸給（経過措置額）の算定の基礎となる額についても、上記のとおり俸給月額の変更を行うことを踏まえ、引き下げることとする。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の変更準じた改定を行う。

#### ウ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職俸給表（1）については、医師の処遇確保の観点から、任期付研究員俸給表（若手育成型）についても、若手研究員を対象とした俸給表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

#### エ 期末手当・勤勉手当

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とする。

(単位：月)

| 支給期・手当<br>職員 | 平成22年12月 |      | 平成23年6月 |       | 平成23年12月 |       |
|--------------|----------|------|---------|-------|----------|-------|
|              | 期末       | 勤勉   | 期末      | 勤勉    | 期末       | 勤勉    |
| 一般職員         | 1.35     | 0.65 | 1.225   | 0.675 | 1.375    | 0.675 |
| 特定幹部職員       | 1.15     | 0.85 | 1.025   | 0.875 | 1.175    | 0.875 |

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の改定内容を踏まえて改定する。

#### (3) 改定の実施時期等

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消することで、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にも合致するものである。

この年間調整については、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を

講ずることとする。

このため、一般俸給表にあつては、引下改定が行われる職員又は経過措置額を受けている職員のみによって民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（△0.20%）によって調整を行うことが適当である。

また、一般俸給表以外の俸給表についても、引下げ改定が行われない医療職俸給表（1）、第3条任期付職員俸給表、任期付短時間勤務職員俸給表及び任期付研究員俸給表（若手育成型）を除き、一般俸給表と同様の調整を行う。

#### （4）教育職員の給与の改定

教育職員に適用する教育職俸給表の俸給月額、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定による俸給の算定基礎となる額、期末手当・勤勉手当及び年間給与の調整方法その他の給与に関する措置について、本年においては、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

#### （5）第3条任期付職員俸給表の改定

級別の標準職務との整合性を図るための改定を行うこととする。

### 6 その他給与に関する課題

#### （1）勤務実績の給与への反映

本委員会では勤務実績が適切に給与に反映されるよう昇給区分・勤勉手当の成績率を定めており、任命権者においてもこれらを活用して「特に良好」・「優秀」以上の評価を積極的に行うなど給与に反映してきているところである。

こうした勤務実績の給与への反映について、今まで以上に適切に運用し、より実効性のあるものとしていく必要がある。

#### （2）教育職員の給与

国の地域主権戦略大綱の進捗に合わせて、現在の市費支弁の教育職員を含む、教育職員全体の給与及び勤務条件について検討を行うこととする。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### （1）多様で有為・有能な人材の確保

少子化に伴う受験年齢人口の減少や、景気を反映した民間企業の採用動向、他地方公共団体との競争などにより、今後も採用環境は厳しいことが予想される。引き続き広く人材を求めるとともに、試験内容等について更に検討を進めていくこととする。

#### （2）人材の育成

重要な行政課題に対応する専門性の高い職員を育成することを目的としたキャリア選択型人事制度が導入された。制度の実効性が上がるよう、職員が制度の目的を十分に理解し、自己の能力開発に取り組むとともに、任命権者においても、改善を重ねていくこ

とが必要である。

### (3) 人事評価制度

仕事の成果や能力、勤務態度等を把握し、評価することを通して、人材を育成することを目的とした制度であり、平成 15 年度からの試行を終え、今年度から正式に運用が開始された。この制度が職員にとって納得性・信頼性の高いものとなるよう、適切に運用していく必要がある。

### (4) 女性職員の登用

任命権者においては、意欲・能力の高い女性職員が活躍できるよう、引き続き女性職員の登用に努め、男女共同参画の推進を図ることが必要である。

## 2 勤務時間の見直し

勤務時間は、給与と同様に基本的な勤務条件であり、その決定に当たっては、地方公務員法により、国及び他の地方公共団体との権衡を失しないようにしなければならないところ、国や他の政令指定都市、都道府県では、既に 1 週間当たり 38 時間 45 分に改定済である。しかしながら、本市においては、いまだ改定されておらず、改定を実施することが急務である。

## 3 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減のためには、適切な人員配置はもとより、職員一人ひとりが計画的かつ効率的に業務を遂行するよう心がけるとともに、管理職員にあつては、業務が特定の職員に偏らぬよう、業務の見直しや改善、職員の業務進捗状況の把握を一層徹底すること等により、組織全体として超過勤務縮減に向けて更に取り組んでいく必要がある。

なお、本年の人事院勧告においては、平成 23 年 4 月から月 60 時間を超える超過勤務に係る手当の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。本市においても、本年 4 月から月 60 時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、代替休の制度の新設を行ったところであるが、今後も超過勤務を強かに抑制し、職員の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上を図るため、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間の取扱いについて検討を行うこととする。

## 4 メンタルヘルス対策

職場全体の理解を高めることなど、職場環境の改善と併せ、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として進めていくことが必要である。

## 5 高齢期の雇用問題

人事院は、公的年金支給開始年齢の引上げに合わせ、平成 25 年度から国家公務員の定年を段階的に 65 歳まで延長することが適当であるとし、役職定年制の導入等による 60 歳代

の多様な働き方や定年延長に伴う給与制度の見直しについて検討を行うこととしている。

本市においても、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら検討を進めていく必要がある。

## 6 公務員倫理の確保

一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを職員一人ひとりが重く受け止め、服務規律の確保に努め、今後とも市民の信頼確保に努めていく必要がある。

### 勸告（概要）

次の事項を実現するため、新潟市給与条例、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、新潟市給与条例の一部を改正する条例、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正することを勧告する。

#### 1 新潟市給与条例の改正

##### (1) 俸給表

現行の俸給表（医療職俸給表（1）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

###### イ 期末手当及び勤勉手当

###### (ア) 平成22年12月期以降の支給割合

###### a b以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

###### b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

###### (イ) 平成23年6月期以降の支給割合



a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.55月分とすること。

4 新潟市給与条例の一部を改正する条例の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の俸給月額が、同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの

(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

- (1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の新潟市給与条例の一部を改正する条例(5の(2)のアの(ア)において「平成 18 年改正条例」という。)附則第 7 項に掲げる職員であった者((2)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.645
- (2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員(医療職俸給表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100 分の 99.83

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定(6及び7を除く。)は、この勧告を実現するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、平成 23 年 4 月 1 日から実施すること。

### (2) 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の 1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額(以下「基準額」という。)から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(当該期間に平成 18 年改正条例附則第 7 項の規定による俸給を支給される職員を除く。)、医療職俸給表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(同年 4 月 1 日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その調整対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において調整対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 0.2 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(イ) 平成 22 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事

委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

| 俸給表       | 職務の級 | 号俸          |
|-----------|------|-------------|
| 一般俸給表     | 1 級  | 1号俸から93号俸まで |
|           | 2 級  | 1号俸から64号俸まで |
|           | 3 級  | 1号俸から48号俸まで |
|           | 4 級  | 1号俸から32号俸まで |
|           | 5 級  | 1号俸から24号俸まで |
|           | 6 級  | 1号俸から16号俸まで |
|           | 7 級  | 1号俸から4号俸まで  |
| 医療職俸給表(2) | 1 級  | 1号俸から85号俸まで |
|           | 2 級  | 1号俸から72号俸まで |
|           | 3 級  | 1号俸から56号俸まで |
|           | 4 級  | 1号俸から44号俸まで |
|           | 5 級  | 1号俸から28号俸まで |
|           | 6 級  | 1号俸から12号俸まで |
| 医療職俸給表(3) | 1 級  | 1号俸から96号俸まで |
|           | 2 級  | 1号俸から80号俸まで |
|           | 3 級  | 1号俸から56号俸まで |
|           | 4 級  | 1号俸から44号俸まで |
|           | 5 級  | 1号俸から28号俸まで |
|           | 6 級  | 1号俸から8号俸まで  |
| 消防職俸給表    | 1 級  | 1号俸から92号俸まで |
|           | 2 級  | 1号俸から84号俸まで |
|           | 3 級  | 1号俸から72号俸まで |
|           | 4 級  | 1号俸から56号俸まで |
|           | 5 級  | 1号俸から32号俸まで |
|           | 6 級  | 1号俸から24号俸まで |
|           | 7 級  | 1号俸から16号俸まで |
|           | 8 級  | 1号俸から4号俸まで  |
| 福祉職俸給表    | 1 級  | 1号俸から92号俸まで |
|           | 2 級  | 1号俸から68号俸まで |
|           | 3 級  | 1号俸から44号俸まで |
|           | 4 級  | 1号俸から36号俸まで |

|  |     |             |
|--|-----|-------------|
|  | 5 級 | 1号俸から16号俸まで |
|  | 6 級 | 1号俸から4号俸まで  |

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者から引き続き新たに職員となった者等で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

6 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)をそれぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「新潟県職員給与条例」という。)に規定する教育職給料表(二)(特2級を除く。)及び教育職給料表(三)(特2級を除く。)に関する取扱いに準じた取扱いとすること。

(2) その他所要の措置

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県職員給与条例に規定する教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置に伴う調整措置内容に準じて所要の取扱いをすること。

7 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の改正

附則第7項の規定による俸給の算定基礎となる額を新潟県職員給与条例に規定する教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受ける職員についての措置内容に準じた取扱いとすること。

(別記第1～3省略)

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

| 意見申出<br>年 月 日 | 条例名                            | 概 要   | 意 見   |
|---------------|--------------------------------|---|---|
| 22. 11. 17    | 新潟市給与条例等の一部改正について              | 人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、自宅に係る住居手当の廃止並びに俸給表及び期末手当・勤勉手当の引下改定を行うもの。   | 議会及び市長に対し行った職員の給与等に関する勧告に基づいて改正されるものであり、適当な措置であると考えられる。                                   |
|               | 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について | 人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、新潟県の教育職員給与改定の内容に準じて、市費負担教育職員（幼稚園・高等学校）の俸給表及び義務教育等教員特別手当の最高限度額等の改正を行うもの。                                      | 義務教育等教員特別手当について新潟県の教育職員と均衡を図るため改正されるもの、及びその他の改正については本委員会が行った給与等に関する勧告に基づくものであり、適当な措置と考える。 |
| 23. 2. 17     | 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  | 人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に短縮するもの及び職員が働きながら育児を行い、家庭責任を果たすことができるよう、1日の勤務時間の長さを変更せずに、始業・就業時刻を変更して勤務する制度を設けるため改正を行うもの。 | 議会及び市長に対し行った勧告及び報告に基づいて改正されるもの及び仕事と家庭の両立支援を拡充するため育児を行う職員の早出遅出勤務の対象を拡大するものであり、異議はない。       |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について              | 勤務時間の変更に伴い、関係条例の一部改正を行うもの。  | 勤務時間の変更に伴う関係条例を整備するものであり、異議はない。                  |
| 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正について | 国家公務員について、国際機関等に派遣中の職員と所在国勤務の外務公務員の給与等の均衡を図るよう、人事院規則が改正されたことから、国に準じて同様の改正を行うもの。                 | 人事院規則の改正に準ずるものであり、異議はない。                         |
| 新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について                     | 雇用保険法が改正されたことにより、同法の規定を引用している部分の文言等の修正が必要なため、改正するもの。  | 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うものであるものであり、異議はない。 |
| 新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について              | 市特別職の待遇などの見直しを図るため、教育長の俸給月額を上げるもの。  | 新潟市特別職報酬等審議会の意見に基づくものであり、異議はない。                  |
| 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について               | 平成23年3月31日をもって高志高等学校の機械科・電気科が廃止されることに伴い、当科において実習に従事する教育職員に支給される産業教育手当の支給の制度が不要になるため、規定の整備を行うもの。 | 新潟市立高志高等学校の機械科・電気科が廃止されることに伴うものであり、異議はない。        |
| 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について                 | 勤務実績を反映したメリハリのある給与体系の構築を図るために、週休日における部活動指導に係る特殊勤務手当の改定を行うもの。                                    | 新潟県の教育職員との均衡を図るためのものであり、異議はない。                   |

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成22年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

| 申請者     | 申請・協議事項の概要                              |     | 承認等              |
|---------|---|-----|------------------|
|         | 内容                                      | 対象  | 年月日              |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 3人  | 承認<br>22. 5. 10  |
| 市長      | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(千葉国体に職員参加)      | 1人  | 承認<br>22. 8. 10  |
| 市長      | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(北信越国体に職員参加)     | 1人  | 承認<br>22. 8. 19  |
| 水道事業管理者 | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(千葉国体に職員参加)      | 2人  | 承認<br>22. 9. 24  |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 16人 | 承認<br>22. 10. 7  |
| 市長      | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(アジア競技大会に職員参加)   | 1人  | 承認<br>22. 10. 28 |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 1人  | 承認<br>22. 11. 4  |
|         |   | 1人  | 承認<br>22. 12. 1  |
| 教育委員会   | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(自治労安全衛生集会に職員参加) | 2人  | 承認<br>23. 2. 2   |
| 市長      |   | 2人  | 承認<br>23. 2. 8   |
| 市長      | 特定任期付職員にかかる任期の更新の承認について                 | 1人  | 承認<br>23. 2. 17  |

### (2) 給与関係

| 申請者 | 申請・協議事項の概要                    |    | 承認等             |
|-----|-------------------------------|----|-----------------|
|     | 内容                            | 対象 | 年月日             |
| 市長  | 採用職員(国からの人事交流等)俸給決定のための承認について | 1人 | 承認<br>22. 6. 23 |

|   |   |      |                  |
|---|---|------|------------------|
| 市 長                                     | 昇格級決定のための承認について                               | 1 人  | 承認<br>22. 7. 26  |
| 市 長                                     | 俸給訂正のための承認について                                | 1 人  | 承認<br>22. 8. 18  |
| 市 長                                     | 昇給区分の職員数割合に関する協議について                          | —    | 応諾<br>22. 12. 15 |
| 市 長                                     | 平成 23 年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について          | —    | 応諾<br>23. 2. 17  |
| 市 長                                     | 新潟市給与条例第 14 条の 3 の 3 の規定に基づく地域手当の支給にかかる承認について | —    | 承認<br>23. 3. 17  |
| 市 長<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>消防長 | 職員の昇格級決定のための承認について                            | 93 人 | 承認<br>23. 3. 23  |
| 市 長<br>教育委員会                            | 採用職員（国からの人事交流等）俸給決定のための承認について                 | 23 人 | 承認<br>23. 3. 23  |

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 22 年度における勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

## 7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 22 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおり



です。

| 事案名                   | 申立事項       | 申立年月日     | 審理状況 |
|-----------------------|------------|-----------|------|
| 平成 17 年（不）<br>第 1 号事案 | 懲戒（減給）処分取消 | 17. 2. 25 | 係属中  |
| 平成 22 年（不）<br>第 1 号事案 | 懲戒（免職）処分取消 | 22. 3. 10 | 係属中  |

## 8 苦情相談

平成 22 年度における職員からの苦情相談の概要は、次のとおりです。

単位：人

| 任用<br>関係 | 給与<br>関係 | 勤務条件<br>サービス関係 | 厚生福祉<br>関係 | 公平審査<br>関係 | いじめ等<br>関係 | その他 | 計 |
|----------|----------|----------------|------------|------------|------------|-----|---|
| 1        |          |                |            |            |            |     | 1 |

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

| 職員団体の名称       | 事務所所在地                            |
|---------------|-----------------------------------|
| 新潟市職員組合       | 新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内 |
| 新潟市教職員組合      | 新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地              |
| 新潟市教職員労働組合    | 新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号              |
| 新潟市立高等学校教職員組合 | 新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内     |

## 10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされていま

す。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

| 機関 |          | 職  |
|----|----------|--|
| 本庁 | 議会事務局    | 局長，次長，課長及び課長補佐   |
|    | 市長部局     | 理事，技監，部長，担当部長，本部長，会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長<br>地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主査<br>地域・魅力創造部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査<br>地域・魅力創造部の企画・広報監<br>文化観光・スポーツ部の美術企画監<br>保健衛生部の医監<br>経済・国際部の産業政策監<br>下水道部経営企画課の経理係長<br>総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長<br>総務部行政経営課の行政改革係長及び組織評価係長<br>総務部のIT政策監<br>総務部人事課の人事及び服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)<br>総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)。並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事<br>財務部の副参事<br>財務部財務課の係長<br>会計課の係長<br>都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長，事務局次長，主幹及び市長が特に命じた主査<br>秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事 |
|    | 教育委員会事務局 | 教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長<br>教育総務課の総務企画係長及び職員係長  |

|              |             |   |
|--------------|-------------|---|
|              |             | 学校支援課の総括指導主事<br>教職員課の総括管理主事及び管理主事                                 |
|              | 選挙管理委員会事務局  | 局長及び次長  |
|              | 監査委員事務局     | 局長，次長及び次長補佐   |
|              | 人事委員会事務局    | 局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事                          |
|              | 農業委員会事務局    | 局長及び次長  |
| 区役所及び区役所の機関  | 区役所         | 区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長<br>地域課の企画係長及び区政推進係長<br>総務課の総務係長及び管理財務係長 |
|              | 福祉事務所       | 所長，課長及び課長補佐   |
|              | 出張所         | 所長  |
|              | 連絡所         | 主任  |
|              | 北区郷土博物館     | 館長  |
|              | 水の駅「ビュー福島潟」 | 館長  |
|              | コミュニティセンター  | 所長  |
|              | 市民会館        | 館長  |
|              | 新津地域学園      | 所長  |
|              | 新津B&G海洋センター | 所長  |
|              | 巻文化会館       | 館長  |
|              | 潟東ゆう学館      | 館長  |
|              | 中之口先人館      | 館長  |
|              | 地域保健福祉センター  | 所長  |
|              | 保育園         | 園長  |
| 本庁又は区役所以外の機関 | 東京事務所       | 所長及び副所長   |
|              | 消費生活センター    | 所長  |
|              | パスポートセンター   | 所長  |
|              | 美術館         | 館長及び副館長   |
|              | 文化財センター     | 所長  |
|              | 清掃事務所       | 所長  |
|              | 清掃センター      | 所長  |
|              | 白根環境事業所     | 所長  |
|              | 新津クリーンセンター  | 所長  |
|              | 処分地管理事務所    | 所長  |

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 東処理センター          | 所長                |
| 児童相談所            | 所長, 副所長及び所長補佐     |
| 幼児ことばとこころの相談センター | 所長                |
| ひしのみ園            | 園長                |
| 明生園              | 園長                |
| めいせいデイサポートセンター   | 所長                |
| 身体障がい者更生相談所      | 所長, 副所長及び所長補佐     |
| 知的障がい者更生相談所      | 所長, 副所長及び所長補佐     |
| こころの健康センター       | 所長及び所長補佐          |
| 大山台高齢者福祉センター     | 所長                |
| 保健所              | 所長, 次長, 課長及び課長補佐  |
| 食品環境センター         | 所長                |
| 食肉衛生検査所          | 所長及び所長補佐          |
| 衛生環境研究所          | 所長, 次長及び次長補佐      |
| 中央卸売市場           | 場長, 次長及び次長補佐      |
| 園芸センター           | 所長                |
| 食育・花育センター        | 所長                |
| G I Sセンター        | 所長                |
| 新潟駅周辺整備事務所       | 所長, 課長及び課長補佐      |
| 地域土木事務所          | 所長, 課長及び課長補佐      |
| 地域下水道事務所         | 所長, 次長及び次長補佐      |
| 下水道管理センター        | 所長, 課長及び課長補佐      |
| 工事検査センター         | 所長, 次長, 副参事及び次長補佐 |
| 幼稚園              | 園長及び教頭            |
| 小学校              | 校長及び教頭            |
| 中学校              | 校長及び教頭            |
| 高等学校             | 校長, 教頭及び事務長       |
| 中等教育学校           | 校長, 教頭及び事務長       |
| 特別支援学校           | 校長及び教頭            |
| 生涯学習センター         | 所長, 次長及び次長補佐      |
| 中央公民館            | 館長及び館長補佐          |
| 地区公民館            | 館長                |
| 中央図書館            | 館長, 課長及び課長補佐      |
| 図書館(中央図書館を除く。)   | 館長                |

|  |                |          |
|--|----------------|----------|
|  | 総合教育センター       | 所長及び所長補佐 |
|  | 視聴覚センター        | 所長       |
|  | 教育相談センター       | 所長       |
|  | 教育事務所          | 所長       |
|  | 学校給食センター       | 所長       |
|  | 特別支援教育サポートセンター | 所長       |

## 11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

### (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成23年4月1日現在)

| 所管    | 号別区分                | 事業所の名称  |
|-------|---------------------|---|
| 人事委員会 | 第12号<br>教育・研究・調査の事業 | 美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・園芸センター・北区郷土博物館・水の駅「ビュー福島潟」・三ツ森児童館・早通児童センター・葛塚東児童館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）  |
|       | 別表第1の各号に属さない事業      | 市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食品衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・亀田市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・新津 B&G 海洋センター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局 |

|                 |                     |  |
|-----------------|---------------------|--|
| 労働<br>基準<br>監督署 | 第1号<br>製造・加工<br>業   | 学校給食場・給食センター   |
|                 | 第13号<br>保健・衛生<br>業  | ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・<br>大山台高齢者福祉センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センタ<br>ー・保育園 |
|                 | 第15号<br>清掃・と畜<br>場業 | 清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事<br>業所・新津クリーンセンター                                 |

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 22 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

| 項 目                   | 件 数 |
|-----------------------|-----|
| 時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理 | 18  |
| 健康診断結果報告書の受理          | 17  |
| 解雇予告除外認定              | 1   |
| 死傷病報告の受理              | 3   |

## 12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 22 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

| 番 号               | 公布年月日<br>(施行年月日)         | 名 称                                      | 制定・改廃の概要                                     |
|-------------------|--------------------------|--|--|
| 平成 22 年<br>第 10 号 | 22. 4. 14<br>(22. 4. 14) | 新潟市職員の期末手当及び勤勉<br>手当に関する規則の一部を改正<br>する規則 | 代休時間の新設に伴う勤勉手当の除<br>算期間の算定方法を規定する改定          |
| 平成 22 年<br>第 11 号 | 22. 5. 7<br>(22. 5. 7)   | 新潟市職員の初任給、昇格、昇<br>給等に関する規則の一部を改正<br>する規則 | 臨床工学技士及び歯科技工士の職種<br>追加に伴う級別標準職務表等を整備<br>する改正 |

|                   |                            |   |  |
|-------------------|----------------------------|---|--|
| 平成 22 年<br>第 12 号 | 22. 5. 20<br>(22. 5. 20)   | 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則               | 監査委員事務局の課長格付の副参事を追加する改正                        |
| 平成 22 年<br>第 13 号 | 22. 9. 1<br>(22. 9. 1)     | 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則     | 口頭審理における代理者の定義を整理する改正                          |
| 平成 22 年<br>第 14 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則                | 改正給与条例の施行に伴う自宅に係る住居手当を廃止する改正                   |
| 平成 22 年<br>第 15 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則               | 改正給与条例の施行に伴う定額化移行時の経過措置基準額の改正                  |
| 平成 22 年<br>第 16 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則             | 改正教職給与条例の施行に伴う定額化移行時の経過措置基準額の改正                |
| 平成 22 年<br>第 17 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則              | 改正給与条例の施行に伴う調整基本額の改定                           |
| 平成 22 年<br>第 18 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則    | 改正教職給与条例の施行に伴う条例別表第 1 の備考 2 に定める割合について制定       |
| 平成 22 年<br>第 19 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則 | 改正給与条例の施行に伴う平成 22 年 12 月に支給する期末手当の特例措置について制定   |
| 平成 22 年<br>第 20 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則       | 改正給与条例の施行に伴う人事交流採用職員等の経過措置算定基礎額等の改正            |
| 平成 22 年<br>第 21 号 | 22. 11. 30<br>(22. 11. 30) | 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則          | 改正教職給与条例の施行に伴う平成 22 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率の基準の改正 |
| 平成 22 年<br>第 22 号 | 22. 12. 28<br>(23. 1. 1)   | 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則       | 改正教職給与条例の施行に伴う手当額の改正                           |
| 平成 22 年<br>第 23 号 | 22. 12. 28<br>(22. 12. 28) | 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則        | 改正給与条例の施行に伴う昇格時号俸対応表を整備する改正                    |

|                  |                         |  |   |
|------------------|-------------------------|--|---|
| 平成 23 年<br>第 1 号 | 23. 3. 2<br>(23. 4. 1)  | 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則             | 改正教職給与条例の施行に伴う平成 23 年 6 月期以降に支給する勤勉手当の成績率の基準の改正 |
| 平成 23 年<br>第 2 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則              | 組織改正に伴う改正                                       |
| 平成 23 年<br>第 3 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 | 派遣職員に支給される給与の支給割合の算定方法を規定する改正                   |
| 平成 23 年<br>第 4 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について                | 組織改正に伴う改正                                       |
| 平成 23 年<br>第 5 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則                  | 組織改正に伴う改正                                       |
| 平成 23 年<br>第 6 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則                   | 支給対象地域に浜松市を加える改正                                |
| 平成 23 年<br>第 7 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する等の規則        | 改正教職給与条例の施行に伴う関連規則を整備する改正                       |

(2) 訓令

|                  |                         |                                       |           |
|------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 平成 23 年<br>第 1 号 | 23. 3. 31<br>(23. 4. 1) | 新潟市人事委員会委員長及び事務局局長等の専決に関する規程の一部改正について | 組織改正に伴う改正 |
|------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------|



平成 22 年度

## 人 事 委 員 会 年 報

平成 23 年 11 月発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1  
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151